資料。

1 策定体制

市民の意見

Oパブリックコメント

情報公開意見

市川市教育委員会 第2期計画の策定主体 諮問



答申

市川市教育振興審議会

第2期計画案について、教育 委員会の諮問に応じ調査審議 し、意見を答申する。

設置



原案提出

第2期市川市教育振興基本計画策定会議

第2期計画の策定に関し、調査し、協議し、及び必要な調整を図るとともに、第2期計画の原案を作成する。

指揮 監督



素案提出

第2期市川市教育振興基本計画策定作業部会

第2期計画の策定に必要な 事項を調査し、及び検討すると ともに、第2期計画の素案を作 成する。

1 市川市教育振興審議会

(1) 市川市教育振興審議会設置条例 (設置)

第1条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4 第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(任務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。
 - (1) 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項(組織)
- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 学校教育の関係者
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
 - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

- 第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。 (報酬及び費用弁償)
- 第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。(委任)
- 第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、 審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する 条例の一部改正)
- 2 (略)

(2) 市川市教育振興審議会委員

選出区分	氏 名	職業等
学識経験を有する者 (第1号委員)	大熊 徹	東京学芸大学教授
	前田 泰弘	和洋女子大学准教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	油井 宏子	NHK学園講師
学校教育の関係者 (第2号委員)	佐藤 菊弥	市川市立第八中学校校長
	齊藤 雅代	市川市立大洲幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校 又は特別支援学校に在学 する幼児、児童又は生徒 の保護者(第3号委員)	ハリス 貴子	下貝塚中学校PTA会長
	晒科 里美	須和田の丘支援学校PTA副会長
地域における教育の向上 に資する活動を行う者 (第4号委員)	角谷 好枝	コミュニティクラブ推進会議委員
	中村 ふじ江	元市川市教育委員会委員

(3) 諮問及び答申

1 諮問書

市川第 20130625-0151 号 平成 2 5 年 7 月 1 6 日

市川市教育振興審議会会長 様

市川市教育委員会 委員長 宇田川



第2期市川市教育振興基本計画について (諮問)

教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、第2期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会条例(平成23年条例第11号)第2条第1号の規定に基づき、当該計画案(別添諮問資料)について、貴審議会の意見を求めます。

② 答申書

平成25年12月26日

市川市教育委員会委員長宇田川進様

市川市教育振興審議会 会長 大熊 徹

第2期市川市教育振興基本計画について (答申)

平成25年7月16日付け市川第20130625-0151号で市川市教育振興審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

答 申 諮問を受けた「第2期市川市教育振興基本計画」は、おおむね妥当 である。

ただし、審議経過を踏まえた提言を「 Π 提言」に記述するので、 十分に配慮されたい。

I はじめに

市川市においては、戦後約60年ぶりに改正された教育基本法の基本理念を踏まえ、平成21年3月に市川市教育振興基本計画(以下「第1期計画」という。)が策定され、平成21年度から平成25年度までの5年間にわたり、市川市の実情に応じた教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進されている。

教育委員会は、第1期計画が計画期間の満了を迎えるに当たり、第1期 計画の評価に基づく施策の改善を図るとともに、今日的な課題に対応した 新たな施策を実施するため、第2期市川市教育振興基本計画(以下「第2 期計画」という。)を策定することとした。

そして、教育委員会は、策定方針として、第1期計画の評価を踏まえ、 第1期計画における基本理念及び基本的方向を継続した上で、様々な検証 結果により明らかとなった、未だ達成が不十分な項目や、新たに浮上して きた教育課題等に対応するための施策の見直し及び改善を図るとともに、 市民が施策の評価をしやすいようにするため、成果指標を簡素化すること などを掲げた。

この策定方針のもと、教育委員会において取りまとめられた第2期計画 について、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき、平成25年 7月16日に諮問を受けた。

本審議会は、諮問された第2期計画について、その内容が市川市の教育 の振興に寄与するものであるかについて、策定方針に照らして審議を行っ てきた。

その結果、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

Ⅱ 提言

- 1 「序章」について
 - (1) 「基本的方向と施策の体系」について

第1期計画では、施策の体系図に、対応するページ番号を記載して いる。

第2期計画においても、閲覧する市民等の検索の利便に資するため、 第1期計画と同様に、ページ番号を記載することが適当であると考え る。

- 2 「第1章 本市の教育の現状と課題」について
- (1) 新たな教育課題の記載について

新たな教育課題のうち、「いじめ問題の増加・深刻化に伴う、『豊かな心』を育てる教育の充実。」及び「いじめや体罰による自殺問題への不適切な対応に起因する、学校、教育委員会等への不信感の解消。組織改革。」については、「いじめ」、「体罰」及び「それらへの教育委員会の対応」の3つのキーワードで整理することができることから、「いじめ」及び「体罰」の問題を取り上げた上、「それらへの教育委員会の対応」といった構成とすることが適当であると考える。

- 3 「第4章 基本的方向と施策」について
- (1) 「1-1-1 人と関わる力を身に付ける活動の充実」について 施策の内容において、人間関係を築く力を育成する手段として、「自 分の思いを相手に伝えたり、相手の話をよく聞いたり」と記載してい るが、望ましい人間関係を築くためには、まず、人の話や考えをよく 聞き、その上で、自分の思いを伝えることが重要であると考える。

そこで、人間関係を築く力を育成する手段は、「相手の話をよく聞いたり、自分の思いを伝えたり」とすることが適当であると考える。

(2) 「1-1-5 読書教育の推進」について

成果指標「『読書が好き』と回答する児童生徒の割合」は、平成 25年度の現状値が「77%」であるため、平成30年度の目標値を 「82%」としている。

しかしながら、平成23年度には、「81%」という実績もあることから、過去の実績を踏まえた目標値の設定についても検討されたい。

(3) 「1-3-2 食育の推進」について

施策の内容において、食育に係る体験活動の例示として、「栽培活動や調理実習など」を記載しているが、中学校においては、栽培活動ではなく、農業体験を実施しているところであり、違和感がある。

そこで、「調理実習」は小中学校において取り組んでいること、また、栽培活動は農業体験に含まれることなどを考慮し、食育に係る体験活動の例示は、「調理実習や農業体験など」とすることが適当であると考える。

(4) 「1-3-3 体力向上の取り組みの推進」について

第1期計画における成果指標「休み時間や昼休みに外遊びをする子どもの割合」を削除しているが、施策の内容には「休み時間には外遊びができる環境づくりに取り組みます。」と記載されている。また、外遊びをする子どもをできるだけ増やすことが体力向上につながることからすれば、これを測る指標として、引き続き、当該指標を加えることが適当であると考える。

(5) 「1-4-1 環境学習の充実」について

新たな行政課題に対応するため、施策の内容に「発達段階に応じて 放射能に関する正しい理解を促進するために必要な取り組みを推進 します。」を加えていることから、この施策の内容を測る成果指標を 加えることが適当であると考える。

(6) 「1-5-2 外国語教育・国際理解教育の推進」について 成果指標「『外国語活動が楽しい』と回答する児童〈小学校5・6 年生〉の割合」及び「『英語の授業が楽しい』と回答する生徒〈中学 校1・2年生〉の割合」の目標値は、いずれも5ポイント増としてい る。 しかしながら、小学生において外国語に対する意識が向上すれば、 その小学生が進学し中学生となるのであるから、中学生の外国語に対 する意識は加速度的に向上すると考えられる。

そこで、目標値設定年度までにおける児童及び生徒の連関性を踏ま えた目標値の設定についても検討されたい。

また、成果指標「英検(実用英語技能検定)3級ないしは英検3級 と同等の力を有する生徒の割合」については、目標値を5ポイント増 としている。

近年、小学校における外国語教育の状況が変わりつつあり、目標値 設定年度までに、大きな変化も予想されるところである。

そこで、近年の外国語教育の変化を踏まえた目標値の設定について も検討されたい。

(7) 「2-1-1 家庭教育の充実に向けた取り組みの推進」について 第1期計画では、家庭教育学級の運営により施策の推進を図ること とした施策において、具体的な講座実施数を測る指標を設定していた ところであるが、第2期計画では、家庭教育学級を本施策に集約し、 具体的な講座実施数を測る指標を削除している。

家庭教育学級は、毎年度、社会変化に応じて重点項目を設定し、講 座運営をしていることから、その実施状況を測る指標を加えることが 適当であると考える。

ただし、その指標を加えることが困難な場合にあっては、第2期計画の進捗管理において、家庭教育学級における講座実施状況を明らかにすることを要望する。

(8) 「2-2-5 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実」について

指標「『学校は、特色ある取り組みや教育を進めていると思う』と 回答する保護者の割合」については、保護者が、自校が特色ある学校 運営を行っているかを判断できるよう、特色ある学校運営について、 学校自らが発信し、公表されるよう要望する。

なお、学校の情報発信において、PTAとの連携も有益である旨の 意見があったことを付記する。

(9) 「2-4-1 家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進」 について

成果指標「学校支援コーディネーターの配置及び活動状況」については、具体的にどのような状況を指標とするのか定かでないことから、 それを明らかにした上、記載することが適当であると考える。

(10) 「3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進」について 成果指標「『子ども一人一人に応じた丁寧な援助や指導を行ってい る』と回答する保護者の割合」については、指導を行っている主体が 幼稚園なのか、または保護者なのか不明確である。

そこで、指導を行っている主体を明確にするため、文頭に「幼稚園 は」などの文章を追加することが適当であると考える。

(11) 「3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」について本施策は、第1期計画の「施策3-2-4 海外からの子どもたちへの支援」を統合し、その統合した施策に対応する施策の内容として、「日本語指導を必要とする子どもを支援する体制を整えます。」と記載している。

第1期計画における施策の内容は、「海外からの子どもを対象に日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導を充実します。」としていることから、これに対応する本施策の内容は、対象を「海外からの子ども」に明確化するとともに、海外からの子どもにとって重要であると考えられる「生活全般に関する指導」を加えることが適当であると考える。

4 その他

(1) 成果指標について

成果指標については、その目標値の設定根拠について説明を受けた

ところであるが、一部、設定理由に補足説明を要すると考えられるものが見受けられた。市民に対する説明責任を果たす観点からも、設定理由を整理されたい。

なお、設定理由を整理するに当たり、目標値を変更する必要が生じた場合においては、できる限りきりの良い数字で設定されることを要望する。

(2) 表現方法について

第2期計画は、「序章」の「2 計画のねらい」にあるとおり、教 育関係者はもとより、広く市民に示すことにより、市民の理解と協力 を得ることとしている。

したがって、第2期計画の内容は、市民に、わかりやすく、かつ、 正確に伝えることが重要であると考えられることから、第2期計画の 記載に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- ① 表現を統一すること。
- ② 長文を避け、できる限り短文で表現すること。
- ③ 専門的な用語については、同一ページに用語解説を記載すること。

以 上

市川市教育振興審議会

2 第2期市川市教育振興基本計画策定会議

- (1) 第2期市川市教育振興基本計画策定会議設置要綱 (設置)
 - 第1条 第2期市川市教育振興基本計画(以下「2期計画」という。)の策定を円滑に進めるため、第2期市川市教育振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

(仟務)

- 第2条 策定会議は、2期計画の策定に関し、調査し、協議し、及び必要 な調整を図るとともに、2期計画の原案を作成するものとする。 (組織)
- 第3条 策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。 (会長及び副会長)
- 第4条 策定会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は教育次長を、副会長は教育総務部長をもって充てる。
- 2 会長は、会務を統理し、策定会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 策定会議の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、2期計画の策定に関係する担当 職員を策定会議の会議に出席させ、その意見を求めることができる。 (作業部会)
- 第6条 策定会議に、2期計画の策定に必要な事項を調査し、及び検討するとともに、2期計画の素案を作成させるため、第2期市川市教育振興基本計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。
- 2 作業部会は、教育政策課長の職にある者並びに市川市教育委員会事務 局等組織規則(昭和53年教育委員会規則第1号)第6条第2項に規定 する課長並びに同条第4項に規定する教育センター所長、中央図書館長、 考古博物館長及び自然博物館長の推薦に基づき、会長が指名する者を もって組織する。
- 3 作業部会は、2期計画の素案及びその作成の経過を策定会議に報告するものとする。

(事務局)

第7条 策定会議の事務は、教育政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営その他必要な事項は、策定会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。 附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

別表 (第3条関係)

- (1) 教育次長
- (2) 教育総務部長
- (3) 教育総務部次長
- (4) 教育総務部教育政策課長
- (5) 学校教育部長
- (6) 学校教育部次長
- (7) 学校教育部義務教育課長
- (8) 生涯学習部長
- (9) 生涯学習部次長
- (10) 生涯学習部生涯学習振興課長
- (11) 企画部次長
- (12) 財政部次長
- (13) 文化国際部次長
- (14) こども部次長
- (15) 保健スポーツ部次長
- (16) 環境清掃部次長
- (17) 危機管理室危機管理課長

2 策定経過

年 月	主な内容
平成25年 1月	教育委員会において策定方針を決定
平成25年 3月	第1回教育振興審議会で策定方針の説明
平成25年 5月	第1回第2期市川市教育振興基本計画策定会議において 原案1を決定
平成25年 7月	教育委員会において第2期市川市教育振興基本計画案決定・諮問議決
平成25年 7月	第2回市川市教育振興審議会に諮問
平成25年 7月	第3回市川市教育振興審議会において調査審議
平成25年 8月	第4回市川市教育振興審議会において調査審議
平成25年 8月	第5回市川市教育振興審議会より中間とりまとめ報告
平成25年10月	第2回第2期市川市教育振興基本計画策定会議において 原案2を決定
平成25年11月	教育委員会において第2期市川市教育振興基本計画案2 決定
平成25年12月	第6回市川市教育振興審議会において調査審議
平成25年12月	パブリックコメント(12月7日~1月6日)
平成25年12月	市川市教育振興審議会より答申
平成26年 1月	教育委員会において第2期市川市教育振興基本計画決定